

岩手県告示第 286 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成 20 年 4 月 4 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問リハビリテーション

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
医療法人楽山会	釜石市小佐野町四丁目 3 番 7 号	せいてつ記念病院	はまゆり訪問リハ ビリステーション	釜石市小佐野町四 丁目 3 番 7 号	平成 20 年 3 月 1 日

2 居宅療養管理指導

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
有限会社せんぼく調 剤薬局	盛岡市仙北三丁目 13 番 22 号	有限会社せんぼく調 剤薬局	せんぼく調剤薬局	盛岡市仙北三丁目 13 番 22 号	平成 19 年 12 月 5 日

3 介護予防訪問リハビリテーション

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
医療法人楽山会	釜石市小佐野町四丁目 3 番 7 号	せいてつ記念病院	はまゆり訪問リハ ビリステーション	釜石市小佐野町四 丁目 3 番 7 号	平成 20 年 3 月 1 日

4 介護予防居宅療養管理指導

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
有限会社せんぼく調 剤薬局	盛岡市仙北三丁目 13 番 22 号	有限会社せんぼく調 剤薬局	せんぼく調剤薬局	盛岡市仙北三丁目 13 番 22 号	平成 19 年 12 月 5 日